最終更新日：2018年11月13日
クリヤマホールディングス株式会社
代表取締役CEO 能勢　広宣
問合せ先：IR@kuriyama.co.jp
証券コード：3355
http://www.kuriyama-holdings.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主重視の考えをベースに企業価値の最大化を目指し、迅速かつ適切な意思決定を可能とする体制構築を推進する一方、コンプライアンスの強化や経営の透明性の確保に努め、全てのステークホルダーに対して経営責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。当社は、平成28年3月24日開催の第76回定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営における監督と執行の分離を明確化し、今後も一層コーポレート・ガバナンスへの取組みを強化・充実してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
当社は、現在、海外投資家比率及び総株主数等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳を実施しておりません。今後は、海外投資家・機関投資家比率に留意しつつ、必要に応じて株主の皆様の利便性に配慮した対応を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】
当社は英語版のホームページを開設し、英語での情報提供に努めております。しかし、現在の海外投資家比率を踏まえ、株主総会招集通知、決算説明会資料等の英文開示は行っておりません。今後は、海外投資家比率に留意しつつ、必要に応じて英語での情報の開示・提供を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】
当社は、取引先企業との関係・提携強化を図る目的で政策保有株式を保有することがあります。個別の政策保有株式については、毎年、取締役会のモニタリング事項として、中長期的な視点に立ち、事業戦略、取引先との事業上の関係等を定期的に確認し、保有継続の可否および株式数の見直しを行います。2017年は1社保有株式全株を売却しました。今後も保有意義が希薄化した株式は順次売却いたします。
また、政策保有株式につきましては、会社の保有目的に照らし合わせて、会社の企業価値向上に資するかどうかを確認した上で議決権を行使いたします。さらに、議案の内容について必要がある場合には、発行会社と対話を行います。取引先の会社提案に無条件で賛成するものではありません。

【原則1-7】
当社は、「関連当事者取引管理規程」を制定の上、関連当事者間の取引を行う場合には、そのような取引が会社及び株主共同の利益を害することがないよう、本規程で管理しております。また、毎年、当社の取締役（国内及び海外）・グループ会社役員・主要な株主に対して関連当事者取引に関する調査を書面で実施し、関連当事者間取引の把握、監視を行っております。

【原則2-6】
当社の一部の子会社では従業員の福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入し、従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成ができるようその個人での運用を支援しております。確定拠出年金制度の運用管理機関の選定に関しては、銀行、証券会社、保険会社等の複数企業から説明を受けて、実績、従業員の運用のアフターフォロー等を比較して総合的に判断しており、加入時の説明に加えて継続的に投資教育を実施しております。また、一部子会社の総務部を確定拠出年金事務局とし、担当者は専門性を高めるために適時運営管理機関開催のセミナーに参加しております。

【原則3-1】
(1) 当社の経営理念や経営方針については、当社ホームページ（http://www.kuriyama-holdings.com/company/principle.html）に開示しているほか、決算説明会やIR活動の中でご説明させていただいております。経営計画につきましては、短信において当期の連結業績予測を開示しております。

(2) 本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 本報告書の「2.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 当社はCEOと全社外取締役からなる諮問委員会を設置しております。
1.取締役候補者は、会社事業に関する豊富な経験と幅広い知見、業務執行者としての業務実績等を総合的に勘案し、全社的な見地から経営全般に関与することが望ましいと考えられる者を選任いたします。
2.監査等委員候補者は、会社事業に関する豊富な経験や幅広い知見と共に、高い倫理観を有する等、取締役の業務執行に対する監査を的確に遂行することができると考えられる者を選任いたします。
3.社外取締役候補者は、当社の独立性基準を満たし、かつ、豊富な経験や専門的な知識を有する者を選任いたします。
上記方針に基づき、諮問委員会の協議を踏まえ、CEOが候補者を取締役会に上程し、取締役会にて候補者を決定いたします。（但し、監査等委員については監査等委員会の同意を得るものといたします。）

4.取締役が職務上の義務に違反し、または職務を怠る等、当社の取締役としてふさわしくないと認められる場合は、諮問委員会での協議を踏まえ、取締役会でその処遇を決定いたします。

⑸ 取締役の指名を行う際の、個々の選任及び解任候補者を提案する場合、当該候補者の選解任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】
当社の取締役会は定款及び法令において定めるもののほか、取締役会決議事項を「取締役会規則」において定めております。なお、機能的で効率的な意思決定を実現するため、決裁事項は稟議決裁基準に準じて行い、意思決定に係る委任と報告事項の範囲を明確にしております。

【原則4-9】
当社の取締役会は、税理士及び豊富なビジネス経験を有する人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。
独立社外取締役の独立性判断基準につきましては当社ホームページ（http://www.kuriyama-holdings.com/ir/governance.html）に開示しております。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役会は、「産業資材事業」「スポーツ・建設資材事業」「その他事業」「北米事業」「欧州事業」の各セグメント、経営企画、人事、財務会計等に関する知見を有する業務執行取締役、税理士及び豊富なビジネス経験等を有する監査等委員である取締役で構成されており、海外売上比率が高いことから外国人取締役も選任し、取締役会の多様性を確保しております。規模は、定款において独立社外取締役を含め、取締役の数を13名以内（うち監査等委員である取締役を4名以内）としております。

【補充原則4-11-2】
取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめる事とし、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の業務に振り向けられる体制となっております。なお、社外取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】
当社取締役会では、年1回社外を含む全取締役を対象にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において議論を行い、その実効性の分析・評価を実施しております。取締役会評価の結果の概要につきましては当社ホームページで開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-14-2】
当社は社外取締役を迎えるに際し、当社の事業等を理解していただく機会を提供しております。新任の取締役が就任する際には、取締役として必要な知識と情報を習得するため外部機関によるセミナーを受講し、その後も必要に応じてセミナー・研修等を受講することを推奨しております。

【原則5-1】
株主との建設的な対話を促進するため、以下のような方針で取組みを実施しております。
⑴ 当社のIR活動は、代表取締役CEO及び取締役経営企画部長が中心となって行っております。
⑵ IRに関する情報は、IR担当部署である経営企画部が、関係部署と連携し対応しております。
⑶ 当社は、株主・機関投資家との個別面談や電話取材を通して常日頃から株主との対話に努めておりますが、それ以外にも、定期的に個人投資家向け会社説明会や、年1回の決算説明会開催、当社ホームページにおける決算内容の開示を実施し、個別面談以外の対話の手段の充実に努めております。
⑷ 株主との対話によって寄せられた意見等につきましては、適宜取締役会に報告し情報共有を図っております。
⑸ 対話に際してインサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、「内部者取引防止規程」に基づき、適切に情報を管理しております。また、「フェア・ディスクロージャールール管理規程」を遵守しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
クリヤマホールディングス株式会社	1,252,001	11.22
栗山　博司	846,200	7.58
NOK株式会社	547,800	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	541,800	4.85
KBL EPB S.A. 107704（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	291,700	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	289,800	2.59
株式会社三菱UFJ銀行	245,500	2.20
クリヤマホールディングス従業員持株会	216,259	1.93
株式会社オーハシテクニカ	200,000	1.79
クリエイト合同会社	200,000	1.79

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

※1　自己株式1,252千株(11.22%)には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式150千株は含めておりません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　邦雄	税理士											
泉本　哲彌	他の会社の出身者					△						
七山　聖學	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本　邦雄	○	○	特記すべき事項はありません。	税理士の知見と経験に基づく監査を行っていただくため、選任しております。なお、松本邦雄氏は直接会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士として企業会計に精通しているため、また当社監査役として職務を遂行してきたことから、監査等委員である取締役に選任しております。
泉本　哲彌	○	○	当社の主要な取引先であります株式会社みずほ銀行の業務執行者として勤務しておりましたが、通常の取引であり、退職後14年が経過しており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	金融機関及び事業会社における幅広い知見と経験に基づく監査を行っていただくため、また当社監査役として職務を遂行してきたことから、監査等委員である取締役に選任しております。

七山　聖學	○	○	当社の連結子会社であるクリヤマ株式会社と営業取引関係にあるキャタピラージャパン株式会社に常務執行役員として勤務しておりましたが、キャタピラージャパン株式会社への売上は当社の連結売上高の5%を下回っており、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	建設機械製造会社等における幅広い知見と経験に基づく監査を行っていただくため、監査等委員である取締役に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しており、また内部監査室と連携し適切な情報収集が実施されているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置しておりません。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、補助すべき使用人を設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

【監査等委員会と会計監査人の連携状況】
各々の監査方針や決算上の課題については、定期的に会合を持ち、報告を受けると共に、必要に応じて往査に立ち会う等、会計監査人と意見交換を行っております。

【監査等委員会と内部監査部門の連携状況】
社長直轄の内部監査室は、監査等委員会の全社的な調査に際して、その業務を支援しております。また、内部監査室は年次業務監査等の内部監査結果や社内外の諸情報等、監査等委員会に報告すると共に、相互が効率的に監査を行えるように意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

(目的)
当社グループの適切な経営体制の構築に資することを目的としております。
(構成)
諮問委員会は、CEOと全社外取締役を以て構成しております。
(役割)
1. 取締役、監査等委員、社外取締役の候補者選定についての適切な関与と助言
2. 取締役の職務怠慢についての監視に関する適切な関与と助言
3. 取締役の報酬に関する適切な関与と助言

4. CEOの後継者の育成等に関する適切な関与と助言
5. CEOの選解任に関する適切な関与と助言
尚、取締役会はCEOと全社外取締役からなる諮問委員会での協議内容を参考にするものの、取締役会での決議が優先します。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性を確保するため基準を設けております。
社外取締役が独立性を有していると判断されるのは、当該社外取締役が下記のいずれかの項目にも該当しない場合です。
1. 当社グループ（当社含以下同じ）の業務執行者（※1）
2. 当社グループ各社を主要な取引先（※2）とする者、法人にあっては業務執行者（※1）
3. 当社グループ各社の主要な取引先（※2）、法人にあっては業務執行者（※1）
4. 当社グループ各社から多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、法人等にあっては業務執行者（※1）
5. 当社の主要な株主（※4）、法人にあっては業務執行者（※1）
6. 当社グループの社外役員の当社以外の兼務先（相互就任の関係にある場合）の業務執行者（※1）
7. 当社が一定額を超える（※5）寄付または助成を行っている者、法人にあっては業務執行者（※1）
8. 上記2～7に過去3年間において該当していた者
9. 上記1～7に該当する者が重要な者（※6）である場合、その者の二親等以内の親族（配偶者含）
10. その他、上記1～9以外に独立性を疑わせる事項がある場合

注記事項
※1 「業務執行者」とは業務執行の取締役、その他使用人等をいう。
※2 「主要な取引先」とは、当社を主要な取引先にする者（または会社）についてはその者（または会社）の連結売上高の5%以上当社グループへの売上がある会社をいう。当社グループの主要な取引先は連結売上高の5%以上の売上がある者（または会社）をいう。また、融資取引にあっては当社の連結総資産の2%以上を当社に融資を行っている者（または会社）をいう。ここでいう連結売上高、連結総資産は直近事業年度の数値による。
※3 「多額の金銭その他の財産」は年間1千万円以上の金銭価値をいう。
※4 「主要な株主」とは発行済株式（自己株式を含む）の5%以上を保有する株主をいう。
※5 「一定額」とは年間1千万円をいう。
※6 「重要な者」とは、当社、当社グループ各社、取引先等で役員、部長クラス以上の地位にある者、監査法人にあっては公認会計士、法律事務所にあっては弁護士をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」及び株価連動型報酬制度「ファントム・ストック（PS（＝Phantom Stock Plan））」を導入することを決議しました。両制度により、当社及び海外を含む一部子会社の取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、海外を含む対象取締役全員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額については、有価証券報告書及び招集通知において開示しており、また、使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものについても、有価証券報告書において開示しております。個別の開示については、総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績、経済情勢及び各役員の経営成績・役割・責任に相応しい水準となるよう決定する方針としております。取締役の報酬限度額は、平成28年3月24日開催の第76回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額180百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役は年額50百万円を限度とすることが定められております。

また、当社は、平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」及び株価連動型報酬制度「ファントム・ストック（PS（＝Phantom Stock Plan））」を導入することを決議しました。この制度は平成28年３月24日開催の第76回定時株主総会において承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。））とは別枠として、新たな報酬を当社の取締役に対して支給するもので、平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会において承認された取締役６名（６名のうち、BBTの対象となる取締役は３名、PSの対象となる取締役は３名）が対象となります。概要につきましては下記に記載の通りです。

［業績連動型株式報酬制度（BBT）］

（1）BBTの概要

BBTは、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象取締役に対して、当社及び当社の一部国内子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

（2）BBTの対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び海外居住者を除きます。）、当社の一部国内子会社の取締役（社外取締役及び海外居住者を除きます。）

（3）信託期間

平成30年５月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

（4）信託金額（報酬等の額）

平成30年12月末日で終了する事業年度から平成34年12月末日で終了する事業年度までの５事業年度（以下、当該５事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する５事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象としてBBTを導入し、対象取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年５月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、525百万円（うち、当社の取締役分として350百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、BBTが終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、525百万円（うち、当社の取締役分として350百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、525百万円を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（5）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、150,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（6）対象取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

対象取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、30,000ポイント（うち、当社の取締役分として20,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該対象取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付

対象取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取扱い
本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

(11)本制度の仕組み
1 当社及び当社の一部国内子会社は、平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会にて承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
2 当社は、本議案につき平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会にて承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
3 本信託は、2で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
4 当社及び当社の一部国内子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象取締役にポイントを付与します。
5 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
6 本信託は、対象取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【株価連動型報酬制度(PS)】
(1) PSの概要
PSは、当社及び一部の海外子会社の役員に対して行う当社の中長期の業績目標の達成度に応じた株式価値に連動したインセンティブ報酬制度です。対象となる役員に業績達成度に応じたポイントを付与し、退任時等に累積ポイントから換算した付与仮想当社普通株式数に退任時の株価を乗じた金銭を給付します。

(2) PSの対象者
当社の取締役(監査等委員である取締役、それ以外の取締役のうち社外取締役である者及び日本居住者を除きます。)及び海外子会社3社(Kuriyama of America,Inc.、Kuriyama Canada,Inc.及びTecnicas e Ingenieria de Proteccion,S.A.U.)の取締役(邦人出向者及び法人代理人を除きます。)

(3) ポイントの付与及び算定方法
毎年3月末日(初回は平成31年3月末日)または退任日に前事業年度における役務の対価としてポイントを付与します。なお、ポイントは、次の算式により算出されるものとします。
(算式)
当社取締役会において定めるファントムストック規程に基づき当社ＣＥＯが役位等を勘案し毎年決定する基準ポイント×ポイント付与日の前事業年度における業績に応じて内規に従い決定する業績評価係数
ただし、年間のポイントの付与の上限を47,000ポイント(うち、当社の取締役分として10,000ポイント)とします。また、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数等について合理的な調整を行います。

(4) 給付額
受給予定者は役員退任日に金銭で給付を受ける権利を取得し、累積保有ポイント及び当社株式の株価に連動した報酬を受け取ります。累積保有ポイントは、1ポイント当たり付与仮想当社普通株式1株に換算されます。給付額は付与仮想当社普通株式数に退任日時点における当社株式の株価を乗じた金額となります(辞任の場合は一部減額される可能性があります)。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、監査等委員会で必要な情報交換を行い資料・情報提供を受けると共に、定時取締役会に出席し、各取締役より業務の執行状況の報告を受け、社外取締役の職務に必要な資料を入手しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
芦田　敏之	相談役	経営には非関与。経験を踏まえた適時適確な助言を行う。	非常勤 報酬有：月額25万円(年間300万円)	2018/3/28	2018/3/28～ 2019/3/27

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1名

その他の事項

相談役の報酬については、業務内容及び当社グループにおける非常勤顧問の報酬水準を勘案し決定しております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

1.取締役会は「産業資材事業」「スポーツ･建設資材事業」「その他事業」「北米事業」[欧州事業」の各事業分野に精通した業務執行取締役で構成されております。また、外国人取締役が2名おり、国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されております。取締役会は、毎月1回開催するのに加え、必要に応じ随時追加開催しており、経営、業務執行について充分な審議決定と決定の迅速化を行い、同時に監査等委員である取締役も出席して決議に加わり業務執行の監督を行うこととしております。なお、当社は事業年度ごとの経営責任の明確化をはかるため、取締役（監査等委員である者を除く。）の任期を1年に短縮しております。監査等委員である取締役の任期は2年としております。

2.監査等委員会は、社内取締役1名、社外取締役3名の合計4名で構成され、そのうち1名は税理士として企業会計に関する適切な知識を有しております。監査等委員は、定時取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、意見表明を行い、取締役の職務遂行の監督を行うこととしております。また、監査等委員会は、あらかじめ年間スケジュールを決め定期的に開催し、また、必要に応じ都度開催いたします。

3.代表取締役、取締役及び重要事業会社の社長が出席するグループ経営会議を少なくとも年1回開催し、グループの経営方針の共有及びグループとしての経営課題の協議を行うこととしております。また、重要な事業会社における業務遂行に関する事項については、当社取締役及び事業会社各部門責任者が出席する月1回の事業会社の経営会議において、個々の経営課題を協議し、経営の効率性の改善･向上を図っております。

4.内部監査は社長直属の独立した内部監査室が設置されており、当社及び関係会社に対し規程に基づいた体系的･合理的な内部監査が実施されております。なお、監査の実施にあたり、会計監査人と連携を図り、経営組織の改善･改革に資するよう心がけております。

5.会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。監査証明に係る業務を執行する公認会計士は2名（共に継続監査年数は7年以内）、又監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他12名となっており、それぞれ監査等委員会と内部監査室と必要な情報交換を行い、会計監査を実施しております。

6.当社の経営陣幹部･取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社の業績、経済情勢及び各役員の経営成績･役割･責任に相応しい水準となるよう決定する方針としております。また、平成30年3月28日開催の第78回定時株主総会において業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」及び株価連動型報酬制度「ファントム･ストック（PS（＝Phantom Stock Plan））を導入することを決議しております。経営陣の報酬は取締役会にてCEOに一任されております。加えて、既に導入済みの株式報酬制度の運用を含め、CEOと全社外取締役からなる諮問委員会にて経営陣の報酬について協議する体制を整備している事から、客観性と透明性を確保しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

更新

株主、取引先、地域社会、ステークホルダーからの信頼に応え続けるために、経営の透明性を高め、また適切･迅速な意思決定を図るべく、当社の企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用しております。

企業統治において、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断しております。また、社外取締役の選任に際しましては、企業経営に関する知識･経験又は専門的な知識･経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を基準としており、当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の約20日前に発送しております。また、発送の数日前に当社ホームページ、TDnetに招集通知のPDF版を掲載し、電子的に開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月決算であることから、3月末に株主総会を開催することになり、6月に株主総会が集中する中、比較的出席しやすい状況になっております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会を定期的に全国各地で実施しているほか、当社ホームページ上で開催案内と、開催報告を開示しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回3月に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営の透明性確保に努めるために、決算短信や決算説明会資料、事業報告書等を当社ホームページ上で開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当窓口となっております。 問合せ先　TEL:06-6910-7023	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地球環境を保全し持続可能な社会づくりに貢献するため、環境活動目標を掲げ、社員一丸となって、地球環境への負荷を削減する活動に努めております。また、ディーゼルエンジンで排出される有害物質を浄化する「尿素SCRシステムタンク・モジュール」や、ヒートアイランド現象や内水氾濫の防止に貢献するセラミックタイルの廃材を利用した床材の販売を行う等、持続可能な社会形成を目指し、取組みを推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社企業活動について適時適切に情報提供できるように、「内部情報管理規程」、「ホームページ管理要領」を策定しております。
その他	＜ダイバーシティの推進＞ 当社の中核事業会社である国内のクリヤマ(株)においては、女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進しており、平成30年10月現在正社員の女性は約50名中、管理職3名、リーダー職6名であり、産休・育休制度を利用した復職者も多くなっております。また、留学生の雇用も実施しており、平成30年10月現在4名の外国籍の社員が勤務しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「顧客の信頼をもとに、たゆまなく発展する会社」を経営理念に掲げ、ステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループを目指しております。このような中、当社は、内部統制の目的を「業務の有効性、効率性の確保（業務目標の達成）」、「財務報告の信頼性確保」、「関連法規の遵守（コンプライアンス）」であると強く認識し、不正リスク等を最小化すると共に、企業の健全性及び信頼性を継続的に確保することを、内部統制システム確立のための基本方針としております。

業務の有効性と効率性を図る観点から、当社グループ経営に関わる重要事項につきましては社内規程に従い、取締役及び幹部社員等によって構成される「経営（部門長）会議」（原則、月１回開催）の審議を経て、「取締役会」（月１回定期的に開催するほか、適宜開催）において業務執行決定を行っております。尚、各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定し、その業務の遂行状況を経営（部門長）会議において定期的に報告すると共に、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っております。

財務報告の信頼性の確保を図る観点から、有価証券報告書等の作成にあたっては、国内外各拠点に会計責任者を置き、当社IR・財務担当取締役の管轄のもと、経理規則を中心とする社内規程やマニュアル等に基づいて、早期かつ適正な有価証券報告書等の作成に取り組んでおります。有価証券報告書等の作成に関しては、国内外の会計責任者が作成した財務情報、管理部等の非財務情報等を基礎として、経営企画部が中心となり、その内容を取り纏めております。

「関連法規の遵守（コンプライアンス）」につきましては、法令、規則並びに企業倫理の遵守を徹底するために、「コンプライアンス規程」を制定し、管理責任者を設け、コンプライアンスの構築、維持、整備に当たり、日頃からコンプライアンスについて注意を払い、全社員の意識の向上にも努力しております。また、法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保すると共に、通報者の希望により匿名性を保障し通報者に不利益がない旨を規定する「内部公益通報制度」を整備しております。なお、重要な法務・税務等に係る事象については、都度、弁護士、税理士等、外部の専門家の意見を聴取し、必要な助言・指導を受けて適正・的確な対応を心がけております。

代表取締役CEO(社長)直轄の内部監査担当部門である内部監査室は、「内部監査規程」に基づいて全部門・関係会社を対象に、事前にリスクアセスメント（リスク評価）を実施し、年度監査方針及び計画を立案の上、業務監査を計画的に実施しております。また、監査結果をその重要度に応じ、取締役会等の所定の機関に報告すると共に、被監査部門に対し、改善事項の指摘・指導を行う等、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めております。

会計監査では、監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人が、「会社法」及び「金融商品取引法」に基づき、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対する癒着や屈服を固く禁じ、かつ、これらの勢力や団体へは、毅然とした態度で対応していくこととしており、「反社会的勢力に関する規程」において反社会的勢力に対する方針を定め、管理部総務グループを所管として組織的に対応する体制を構築しております。具体的な対応方法、心構え、社内における排除体制の整備や警察・弁護士との連携等につきましては、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において予防策等を講じております。また、クリヤマグループ企業行動規範の中で「社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わらない。」旨を定めるほか、コンプライアンス規程においても「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しない。」旨を定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

該当事項はありません。

［コーポレート・ガバナンス体制図］

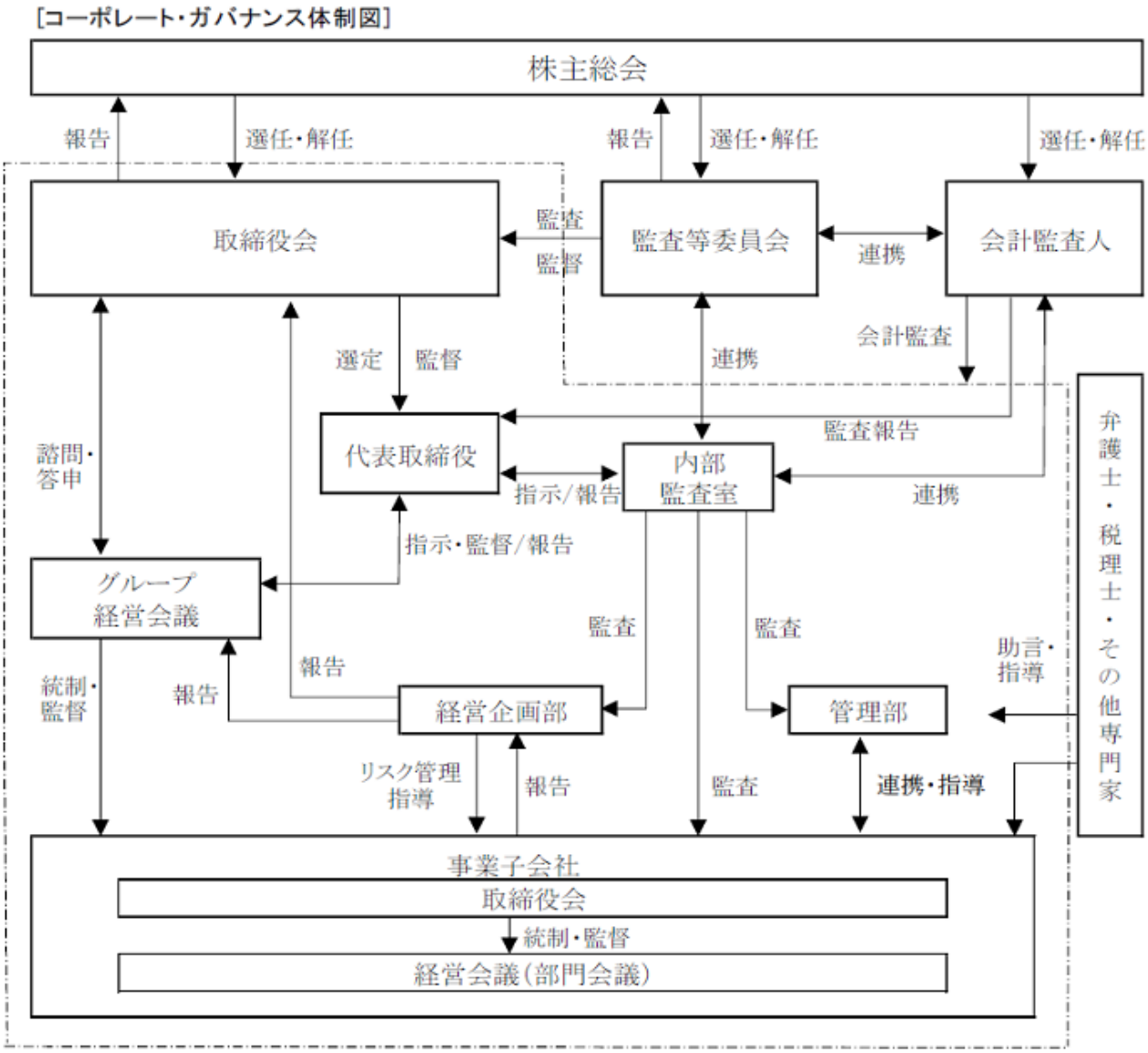

適時開示に係る社内体制

当社の適時開示にかかる体制は次のとおりであります。

